

3. 報告事項

【保 険 部】

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その22）
【日医常任理事通知（保108）】（県医師会報7月号36～37ページに掲載済）
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その23）
【日医常任理事通知（保113）】（県医師会報7月号38ページに一部掲載済）
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その24）
【日医常任理事通知（保152）】（県医師会報8月号掲載予定）
- (4) 令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について
【日医常任理事通知（保100）】（県医師会報7月号38～39ページに一部掲載済）
- (5) 疑義解釈資料（その20）について 【日医常任理事通知（保124）】
（県医師会報7月号39～40ページに掲載済）

- (6) 検査料の点数の取扱いについて 【日医発第218号（保98）】
（新たに保険適用が認められた検査 ー令和2年6月1日適用ー）
（県医師会報7月号40～41ページに掲載済）（日医雑誌8月号に掲載予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済
<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>

- (7) 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について 【日医発第292号（保120）】
（県医師会報7月号41～44ページに掲載済）（詳細は日医雑誌8月号に掲載予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済
<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>

- (8) 材料価格基準の一部改正等について 【日医発第216号（保96）】
（新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等ー令和2年6月1日適用ー）
（詳細は日医雑誌8月号に掲載予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

- (9) 医療機器の保険適用等について（7月1日保険適用分）及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について 【日医発第458号（保138）】【日医事務連絡（保141）】

- (10) 診療報酬請求書（8月提出分）の受付期間について
（県医師会報7月号50ページに掲載済）

- ・8月10日は祝日であるが、社保、国保ともに事務所を開所してレセプトの受付を行う
- ※診療報酬請求書等の提出日は、請求省令により10日と定められているが、可能であれば9日以前の早期提出にご協力願いたい

- (11) 令和2年度 滋賀県後期高齢者医療被保険者証の更新について
（県医師会報7月号54～55ページに掲載済）

- ・令和2年度被保険者証の色：うぐいす色（薄緑色）
- ・8月1日以降にびわ色（薄橙色）の被保険者証を持参した患者は保険診療を受けることができないのでご注意くださいとともに、患者に新しい被保険者証を持参するように伝えていただきたい

(12) 共済組合員証の無効について

法務省共済組合近畿地方更生保護委員会支部（保険者番号31270085）

組合員証記号番号	無効年月日	無効事由	備 考
113-20005410	R2. 6. 11	紛失のため	・当該組合員は大阪府交野市在住

（県医師会報 7 月号 45 ページに掲載済）

(13) 長期投与について

（県医師会報 7 月号 47 ページに掲載済）

- ・「1 回 14 日分を限度」とされている医薬品を、必要最小限の範囲で、1 回 30 日分を限度に投与して差し支えないのは、①海外への渡航、②ゴールデンウィーク、③年末年始のときだけであり、お盆休みや国内旅行は該当しない
- ・①～③の理由で 14 日分を超えて投与する場合には、診療報酬明細書の摘要欄、あるいは院外処方箋の備考欄に投与した理由（「海外旅行につき」など）を記載すること

(14) 令和 2 年度 施設基準等の届出状況等の定例報告等について

（県医師会報 7 月号 47 ページに掲載済）

※該当医療機関のみ

- ・報告期限：令和 2 年 7 月 31 日（金）
- ・報告先、問合せ先：
近畿厚生局滋賀事務所 審査課 TEL 077-526-8114

〔その他〕

(15) 再診料に係る地域包括診療加算・認知症地域包括診療加算及び地域包括診療料・認知症地域包括診療料の施設基準にある『慢性疾患の指導に係る適切な研修』の要件について

※標記施設基準にある『慢性疾患の指導に係る適切な研修』の要件については、前回の施設基準届出時から 2 年毎に当該研修を受講したことを証明する書類を近畿厚生局滋賀事務所へ提出する必要があるので、前回 H30 年 9 月 1 日付け算定開始で届出受理されている医療機関にあってはご留意願いたい

☆「研修修了に関する届出」が 3 回目以降となる医療機関は、平成 30 年 7 月 10 日付け「疑義解釈資料（その 5）」の問 4 も確認のこと

★研修要件を満たせない場合は辞退の届出を提出する

(16) 各種施設基準の届出について

- ・開設者が変更になった場合、移転開設した場合、医療法人化した場合、診療所から病院あるいは病院から診療所へ変わった場合等は、従前の保険医療機関を廃止し、改めて新規指定申請の手続きを行うことになる。このことに伴い、従前に届出していた健康保険法上の施設基準等も改めて届出が必要となる。

上記の届出を行わなかった場合は、届出が行われていないこととなり、届出漏れが判明した時点で、届出漏れの事項に係る診療報酬の返還請求が行われることになるので、十分ご留意願いたい

☆施設基準等の届出書提出先・問合せ先

近畿厚生局滋賀事務所 審査課

〒520-0044 大津市京町三丁目 1-1 大津びわ湖合同庁舎 6 階 TEL077-526-8114

(17) オンライン資格確認に向けた医療情報化支援基金に関するポータルサイト開設について（県医師会報 7 月号 46 ページに掲載済）

- ・顔認証付きカードリーダーの申込み、オンライン資格確認の利用申請及び医療情報化支援基金の補助申請の受付が順次開始されている

医療機関等向けポータルサイト

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>